

港区指定居宅介護支援等に係る事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第一条関係）

		改 正 案	現 行
2	（基本方針） 第三条（略）	（前略）	（前略）
5 5 6	指定居宅介護支援事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第百十八条の一第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならぬ。	（略） （後略）	（略） （後略）

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
(港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例第六条第三項及び第十六条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(港区指定居宅介護支援等に係る事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の港区指定居宅介護支援等に係る事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第二条第五項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければならない」とする。
(港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

4|

この条例の施行の日から令和六年三月二十一日までの間、第三条の規定による改正後の港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第三条第五項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。